

提案書

平成23年4月5日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会 御中

郵便番号

住 所

氏 名 かぶしきがいしゃえすていねっと
株式会社 S T N e t

電話番号

FAX番号

電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集」に対し、別紙のとおり提案します。

別紙

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集における検討項目			具体的な内容
1. ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	(1) 線路施設基盤(電柱・管路等)の開放による設備競争の促進	1)	—
		2)	—
		3)	—
	(2) NGN(次世代ネットワーク)のオープン化によるサービス競争の促進	1)	—
		2)	—
		3)	—
		4)	—
	(3) モバイル市場の競争促進	1)	—
		2)	—
		3)	—
	(4) 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方	1)	—
		2)	—
		3)	—
		4)	—
	(5) その他		—
2. 電話網(PSTN)からIP網への円滑な移行の在り方について	(1) PSTNからIP網への移行に伴う利用者保護の在り方	1) ①	—
		1) ②	—
		2)	—
		3)	—
		4)	—
		5)	—
	(2) PSTNからIP網への移行に伴う事業者対応の在り方	1)	PSTN網からIP網への移行に関し、NTT東西殿は平成22年11月30日に開催された事業者への説明会において、IP網同士の接続とユーザ向けサービスの廃止や移行について概要を説明されましたが、IP網同士の接続については事業者とNTT東西殿とが1対1で接続する形態のみの提示にとどまり、現在PSTN網で実現されている「NTT東西殿を仲介とした複数接続事業者間の接続形態」については明確に対応方針を提示されておりません。 接続事業者間の1対1の接続形態を拒否するものではありませんが、NTT東西殿のPSTN網が現在の日本の電話網において、全事業者間通信のハブとなるように構成されていることも事実です。 PSTN網からIP網への移行において、ユーザサービスの移行をスムーズに行うためには、まずは事業者間の接続環境の維持が重要と考えますので、

		<p>NTT東西殿はこの「NTT東西殿を仲介とした複数接続事業者間の接続形態」における個々の接続形態について継続の方針を明確に提示すべきと考えます。</p> <p>仮にこの接続形態が移行されなければ、全国にちらばる全ての事業者間でメッシュに相互接続する必要があり、全事業者に非現実的な設備投資が発生することになります。</p> <p>また、接続形態は維持されたとしても相互接続点のインターフェース条件、場所、数が大きく変われば、サービス継続のために接続事業者に多大な設備投資負担を強いることになります。</p> <p>NTT東西殿においては、早急に「NTT東西殿を仲介とした複数事業者間の接続形態」の移行、および接続形態維持のための接続条件について検討を進め、接続事業者に提示すべきです。</p> <p>また、二者間の相互接続においても相互接続条件の変更は接続事業者に大きな影響を与えます。</p> <p>接続事業者がNTT東西殿との相互接続により実現しているサービスには、O A B - J 電話サービスでは必須である 110、119 をはじめとした緊急通報などの重要通信も含まれており、接続事業者は事業継続のためにこれらのサービスを維持することが重要な課題となります。</p> <p>これらのサービスは単に他の事業者のサービスを相互接続して利用するといったものにとどまらず、提供可否が接続事業者の事業継続ひいては接続事業者が提供するサービスの利用者に直接影響を与えるものですので、一方的な接続条件の提示ではなく、接続事業者に大きな負担が生じないことを念頭においた接続条件および具体的な移行方法を検討する場が早急に設置されることが望れます。</p>
2)		—
3)		—
4)		—
5)		—
6)		—
(3)その他		—